

4 品化の認定については、第十五条中「前年度の 一月末日」とあるのは、「平成九年四月末日」 とする。	5 第二十八条の規定は、法附則第二条第一項に 規定する特定事業者については、平成十二年三 月三十日までの間は、適用しない。
厚生省・農林水産省・通商産業省令第一 号)	附 则 (平成九年一二月一六日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第一 号)
この省令は、平成九年十二月十七日から施行 する。	この省令は、平成九年一二月二六日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第二 号)
この省令は、平成十年四月一日から施行す る。	附 则 (平成九年一二月二六日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第二 号) 抄
(施行期日)	この省令は、平成十一年四月一日から施行す る。

附 则 (平成一〇年一二月二八日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第二 号)	附 则 (平成一〇年一二月二八日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第二 号)
この省令は、平成十一年四月一日から施行す る。	この省令は、平成十一年四月一日から施行す る。
附 则 (平成一一年六月一五日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第二 号)	附 则 (平成一一年六月一五日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第二 号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行す る。	この省令は、平成十二年四月一日から施行す る。
附 则 (平成一一年一二月一六日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第三 号)	附 则 (平成一一年一二月一六日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第三 号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。
(施行期日)	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。

附 则 (平成一一年一二月一六日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第三 号)	附 则 (平成一一年一二月一六日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第三 号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。
附 则 (平成一二年三月三一日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第三 号)	附 则 (平成一二年三月三一日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第三 号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。
附 则 (平成一二年九月一九日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第四 号)	附 则 (平成一二年九月一九日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第四 号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。
附 则 (平成一二年九月二九日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第四 号)	附 则 (平成一二年九月二九日大蔵省・ 厚生省・農林水産省・通商産業省令第四 号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。
(施行期日)	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。

附 则 (平成一二年一二月一七日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第五 号)	附 则 (平成一二年一二月一七日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第五 号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。
附 则 (平成一二年一二月一七日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第五 号)	附 则 (平成一二年一二月一七日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第五 号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。
附 则 (平成一二年一二月一七日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第五 号)	附 则 (平成一二年一二月一七日大蔵 省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第五 号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。
(施行期日)	この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。

第四条第二号別基準適合物に規定する分	第四条第三号別基準適合物に規定する分	第四条第四号別基準適合物に規定する分	第四条第五号別基準適合物に規定する分
別表第一の二の項の下〇〇〇分	別表第一の二の項の下〇〇〇分	別表第一の二の三の項の下〇〇〇分	別表第一の二の三の項の下〇〇〇分
欄のハに掲げる業種の五〇〇分	欄のハに掲げる業種の五〇〇分	欄のロに掲げる業種の五〇〇分	欄のロに掲げる業種の五〇〇分
別表第一の四の項の下〇〇〇分	別表第一の四の項の下〇〇〇分	別表第一の四の項の下〇〇〇分	別表第一の四の項の下〇〇〇分
欄のイに掲げる業種の五〇〇分	欄のヘに掲げる業種の五〇〇分	欄のヘに掲げる業種の五〇〇分	欄のヘに掲げる業種の五〇〇分
別表第二の五の項の下〇〇〇分	別表第二の二の二の項の下〇〇〇分	別表第二の二の二の項の下〇〇〇分	別表第二の二の二の項の下〇〇〇分
欄のロに掲げる業種の五〇〇分	欄のロに掲げる業種の五〇〇分	欄のロに掲げる業種の五〇〇分	欄のロに掲げる業種の五〇〇分

別表第五(第三十条関係)	九州ブロック 福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県	沖縄ブロック 沖縄県
特 定 利 用 器 容 事 業 者		
4 第十一条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号イ及びロに掲げる量	1 法第十一一条第一項の再商品化義務量	2 法第十一条第二項第二号ハに規定する容器包装廃棄物として排出される見込量
5 第十条第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量(当該量を算定できない場合は零)	3 第十条第一項第一号又は第二号に掲げる量	6 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される商品に係る特定容器の種類、量及びその輸出发先
7 法第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定容器の種類、量及びその回収の方法	8 第十条第一項第三号イに掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定容器(7に掲げるものを除く。)の種類及びその回収の方法	9 法第十五条第一項の認定を受けて再商品化をする場合には、当該再商品化についていかなるまでに定める事項
10 再商品化に必要な行為	11 再商品化をする特定分別基準適合物の量	12 再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
13 再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地並びにその保管施設ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量	14 再商品化をする特定分別基準適合物に係る容器包装廃棄物について分別収集をした市町村の名称及びその市町村ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量	15 第十四条第一号ロに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定容器を用いた商品の市町村別の販売見込量
ト 第十四条第一号ロに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定容器を用いた商品の都道府県別の販売見込量		

特定分別基準適合物を自ら製品の原材料として利用した場合には、当該特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物を原材として利用した製品の名称又は特定分別基準適合物を製品の原材料として利用する者には無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物を使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名一部について、法第二十二条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についていかへまでに定める事項

イ 契約により委託された再商品化に必要な行為

ロ 契約を締結した年月日

ハ 契約により委託された再商品化に必要な行為に係る特定分別基準適合物の量

二 契約により委託された再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日

ホ 契約に係る再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地並びにその保管施設ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量

ヘ 契約に係る再商品化をする特定分別基準適合物に係る容器包装廃棄物について分別収集をした市町村の名称及びその市町村ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量

一 前二号のいずれかに該当する場合 当該再商品化についてのイからホまでに定める事項

イ 第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額

ロ 第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額

ハ 第七条の三第一号に掲げる量

二 第七条の四に規定する各市町村に対して 支払う金銭の額	ホ 第七条の四第一号及び第二号に掲げる率 並びに同号イ及びロに掲げる額
12 再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約についてイからハまでに定める事項	イ 再商品化契約を締結した年月日 ロ 再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量 ハ 再商品化契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日
1 法第十二条第一項の再商品化義務量	1 法第十二条第一項の再商品化義務量
2 法第十二条第二項第二号ハに規定する容器包装廃棄物として排出される見込量	2 法第十二条第二項第二号ハに規定する容器包装廃棄物として排出される見込量
3 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年／厚生省／通商産業省／令第一号）第二条第一項第一号又は第二号に掲げる量	3 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年／厚生省／通商産業省／令第一号）第二条第一項第一号又は第二号に掲げる量
4 同令第二条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号イ及びロに掲げる量	4 同令第二条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号イ及びロに掲げる量
5 同令第二条第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）	5 同令第二条第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）
6 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される特定容器の種類、量及びその輸出手先	6 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される特定容器の種類、量及びその輸出手先
7 法第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定容器の種類、量及びその回収の方法	7 法第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定容器の種類、量及びその回収の方法
8 同令第二条第一項第三号イに掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定容器（7に掲げるものを除く。）の種類及びその回収の方法	8 同令第二条第一項第三号イに掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定容器（7に掲げるものを除く。）の種類及びその回収の方法
9 法第十五条第一項の認定を受けて再商品化をする場合には、当該再商品化についてイからルまでに定める事項	9 法第十五条第一項の認定を受けて再商品化をする場合には、当該再商品化についてイからルまでに定める事項
イ 再商品化に必要な行為	イ 再商品化に必要な行為
ロ 再商品化をする特定分別基準適合物の量	ロ 再商品化をする特定分別基準適合物の量
ハ 再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日	ハ 再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
二 再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地並びにその	二 再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地並びにその

保管施設ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量
本再商品化をする特定分別基準適合物に係る容器包装廃棄物について分別収集をした市町村の名称及びその市町村ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量
へ第十四条第二号イに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定容器を用いた商品の都道府県別の販売見込量
ト第十四条第二号ロに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定容器を用いた商品の地域別基準適合物の販売見込量
チ特定分別基準適合物を自ら製品の原材料として利用した場合には、当該特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物を原材料として利用した製品の名称
リ特定分別基準適合物を自燃料以外の用途で製品としてそのまま使用した場合には、当該特定分別基準適合物の量
ヌ特定分別基準適合物を製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ル特定分別基準適合物を製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ハ契約により委託された再商品化に必要な行為に係る特定分別基準適合物の量
ニ契約により委託された再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
ホ契約に係る再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地

特 定 包 裝 利 益 事 用 事 業 者	<p>並びにその保管施設ごとの再商品化をされた 特定分別基準適合物の量 へ契約に係る再商品化をする特定分別基準 適合物に係る容器包装廃棄物について分別收 集をした市町村の名称及びその市町村ごとの 再商品化をされる特定分別基準適合物の量 11 前二号のいずれかに該当する場合 当 該再商品化についてのイからホまでに定める 事項</p> <p>イ 第七条の二に規定する再商品化に現に要 した費用の総額</p> <p>ロ 第七条の三に規定する再商品化に要する と見込まれた費用の総額</p> <p>ハ 第七条の三第一号に掲げる量</p> <p>ニ 第七条の四に規定する各市町村に対して 支払う金銭の額</p> <p>本 第七条の四第一号及び第二号に掲げる率 並びに同号イ及びロに掲げる額</p> <p>12 再商品化契約を締結する場合には、當 該再商品化契約についてイからハまでに定め る事項</p> <p>イ 再商品化契約を締結した年月日</p> <p>ロ 再商品化契約に係る再商品化をされる特 定分別基準適合物の量</p> <p>ハ 再商品化契約に係る委託に係る料金の支 払期限及びこれを支払った年月日</p> <p>21 法第十三条第一項の再商品化義務量</p> <p>法第十三条第二項第二号に規定する容器 包装廃棄物として排出される見込量</p> <p>3 第十一条の三第一項第一号又は第二号に 掲げる量</p> <p>4 第十一条の三第一項の規定により2に掲 げる量を算定した場合には、同項第三号イ及 びロに掲げる量</p> <p>5 第十一条の三第二項の規定により2に掲 げる量を算定した場合には、同項第三号 イに掲げる量（当該量を算定できない場合 は零）</p> <p>6 当該特定分別基準適合物に係る本邦から 輸出される商品に係る特定包装の種類、量及 びその輸出手先</p> <p>7 法第十八条第一項の認定を受けている場 合には、当該認定に係る特定包装の種類、量 及びその回収方法</p> <p>8 第十一条の三第一項第三号イに掲げる量 を算定した場合には、自ら又は他の者に委託 して回収した特定包装（7に掲げるものを除 く）の種類及びその回収の方法</p>
-----------------------	---

9 法第十五条第一項の認定を受けて再商品化をする場合には、当該再商品化について工业化をからルまでに定める事項

イ 再商品化に必要な行為

ロ 再商品化をする特定分別基準適合物の量

ハ 再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日

ニ 再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地並びにその保管施設ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量

ホ 再商品化をする特定分別基準適合物に係る容器包装廃棄物について分別収集をした市町村の名称及びその市町村ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量

ヘ 第十四条第三号イに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定包装を用いた商品の市町村別の販売見込量

ト 第十四条第三号ロに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定包装を用いた商品の都道府県別の販売見込量

チ 特定分別基準適合物を自ら製品の原材料として利用した場合には、当該特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物を原材
料として利用した製品の名称

ヌ 特定分別基準適合物を製品の原材料として利用するには、有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ル 特定分別基準適合物を製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

リ 10 9の再商品化に必要な行為の全部又は一部について、法第二十二条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についていか
らへまでに定める事項

イ 行為	契約により委託された再商品化に必要な 行為を開始した年月日
ロ ハ	契約により委託された再商品化に必要な 行為に係る特定分別基準適合物の量
ニ	契約により委託された再商品化に必要な 行為を開始した年月日及び終了した年月日
ホ	契約に係る再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地並びにその保管施設ごとの再商品化をされ 特定分別基準適合物の量
ヘ	契約に係る再商品化をする特定分別基準適合物に係る容器包装廃棄物について分別収集をした市町村の名称及びその市町村ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量
1 1	前二号のいずれかに該当する場合、当該再商品化についてのイからホまでに定めた事項
イ	第七条の二に規定する再商品化に現した費用の総額
ロ	第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額
ハ	第七条の三第一号に掲げる量
ニ	第七条の四に規定する各市町村に対する支払う金銭の額
ホ	第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額
1 1	再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約についてイからハまでに定める事項
イ	再商品化契約を締結した年月日
ロ	再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量
ハ	再商品化契約に係る委託に係る料金の支 払期限及びこれを支払った年月日

(日本金賞被略 A 列 4 番)

書寫

模式第1：识别

様式第2（第18条関係）

1 岩の標は記入しないこと。
2 離途着界ごとに記入すること。

(日本産業規格A列4番)

様式第3（第28条関係）

備考

1 岩の標は記入しないこと。

2 順次岩名ごとに記入すること。



